

## 第 11 次仙台市交通安全計画の策定方針について

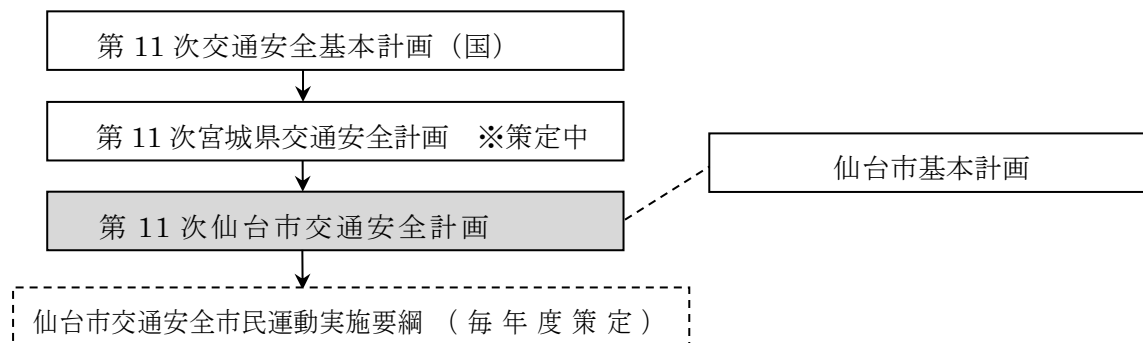
### 1 計画策定の必要性・位置付け

本市では、交通安全対策基本法に基づき、仙台市交通安全対策会議条例を制定し、仙台市交通安全対策会議を置いて、交通安全計画を作成することとしております。

これまで、「第 10 次交通安全基本計画（国）」、「第 10 次宮城県交通安全計画」に基づき、平成 28 年度から令和 2 年度までを計画期間とする「第 10 次仙台市交通安全計画」を策定し、交通安全対策に取り組んでまいりました。

今般、令和 3 年度を始期とする国の第 11 次計画が策定され、また、宮城県でも第 11 次計画が策定中であることから、これら国、県の計画を踏まえながら、上位計画である仙台市基本計画や関連計画との整合を図り、本市の交通安全施策の大綱である「第 11 次仙台市交通安全計画」（以下「本計画」）を策定する必要があります。

本計画に基づき、毎年度「仙台市交通安全市民運動実施要綱」を定め、交通安全思想の普及徹底に向けて、市民や関係機関・団体と連携し、交通安全に取り組んでまいります。



### 2 計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

### 3 計画策定の視点

第 11 次交通安全計画（国）及び第 11 次宮城県交通安全計画（宮城県において策定中）や、本市における諸計画を踏まえて、本計画を策定します。国、県の計画や本市の諸計画、直近の交通事情等から、想定される重要なポイントは以下のとおりです。

#### (1) 第 11 次計画で新たな取り組みとして検討する事項

- ア 新型コロナウイルス感染症の流行に伴うライフスタイルや交通行動への影響
- イ 災害に備えた道路交通環境の整備
- ウ サポカー等運転支援に関する先端技術の周知啓発
- エ あおり運転など危険運転への対応 など

#### (2) 第 11 次計画で取り組みの強化を検討する事項







- ア 計画目標として 24 時間交通事故死者数に加え、交通事故死傷者数、交通事故重症者数を設定
- イ 高齢者の安全確保（高齢運転者への教育、運転支援技術の普及・理解の促進、改正道路交通法）
- ウ 子供の安全確保（「未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路」の安全対策）
- エ 歩行者の安全確保（信号機のない横断歩道等の対策）

- オ 自転車の安全確保（自転車安全利用条例：保険加入、ヘルメット着用、点検整備等の促進）
- カ 障害児・者の安全確保
- キ 外国人への周知啓発（外国人労働者向けの取り組み）
- ク 安全で快適な自転車利用環境の整備（仙台市自転車の安全な利活用推進計画：自転車通行空間整備、駐輪場整備） など

#### 4 計画策定の方法

- (1) 仙台市交通安全対策会議条例に基づき、本計画の作成は仙台市交通安全対策会議にて行います。
- (2) 本計画の案については、仙台市交通安全対策会議運営要綱に基づき設置する仙台市交通安全対策会議幹事会にて、事前に作成します。
- (3) 政策形成過程の公正性の確保及び透明性の向上を図るため、本計画の策定過程において中間案を取りまとめた段階でパブリックコメント（市民意見募集）手続きを実施します。

#### 5 計画策定のスケジュール（予定）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
対策会議	 第1回対策会議 (書面開催：計画策定方針)					 第2回対策会議 (計画策定)
幹事会	 第1回幹事会 (書面開催：計画素案)	 第2回幹事会 (計画中間案)			 第3回幹事会 (パブリックコメント実施結果、計画最終案)	
市民				 パブリックコメント（市民意見募集）実施		